

【毎月1日は、ながさき家畜防疫の日】

飼養衛生管理基準遵守重点項目のセルフチェックを行いましょう！！（豚の判定基準表）

飼養衛生管理基準は多岐に及びますが、以下の7項目を特に重要な内容とし、家畜防疫の日にはセルフチェックを行い、遵守状況の確認と不遵守項目の改善に努めてください。

衛生管理区域への病原体の侵入防止	
〔人に関する事項〕	チェック欄
<p>1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15） 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携帯し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p>	
<p>2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16） 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。 更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。 衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</p>	
〔物品に関する事項〕	チェック欄
<p>3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17） 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携帯し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。</p>	
衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止	
〔人に関する事項〕	チェック欄
<p>4 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25） 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p>	
<p>5 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26） 畜舎ごとの靴を設置し、畜舎に入る者に対し着用させること。ただし、靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。 更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。 畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。 ※大臣指定地域に設定されると畜舎ごとの専用衣服も必要となります。</p>	
〔物品に関する事項〕	チェック欄
<p>6 畜舎外での病原体による汚染防止（項目28） 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。 ※大臣指定地域に設定されると畜舎間の家畜の移動させる場合の、野生動物等による病原体の侵入防止対策が別途必要となります。</p>	
<p>7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32） 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。</p>	

【毎月1日は、ながさき家畜防疫の日】

飼養衛生管理基準遵守重点項目のセルフチェック記入表（豚）

農場名

判定基準表を見ながら、チェックした結果（○、×）を記入し、保管してください。
家畜保健衛生所や関係団体の農場訪問時に確認・助言を受け、改善に取り組みましょう。

衛生管理区域への病原体の侵入防止

〔人に関する事項〕

1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

〔物品に関する事項〕

3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

4 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

5 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

〔物品に関する事項〕

6 畜舎外での病原体による汚染防止（項目28）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

太枠で囲んだ月が報告月です。1日にセルフチェックを行った後、第1週のうちに家保へFAX、メール等で提出願います。
FAX:0957-25-1332 メール:s34510@pref.nagasaki.lg.jp